

1. 件名：原子力規制検査制度の運用に関する日本原子力発電株式会社東海・東海第二発電所との面談
2. 日時：令和3年9月3日 10：40～11：40
3. 場所：原子力規制庁2階大会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、水野上席監視指導官
日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）
東海事業本部 東海発電所兼東海第二発電所 星野所長 他7名

5. 要旨

原子力規制検査（以下「規制検査」という。）の運用に関して、日本原電東海・東海第二発電所所長らと意見交換を行った。

日本原電からの主な意見は以下のとおり。

（規制検査制度について）

- ・ 検査指摘事項のうち重要度評価で緑と判断された検査指摘事項は、原子力安全への影響が限定的かつ極めて小さなものであり、原子力事業者の改善活動により改善が見込める水準とされているが、規制検査制度の理解が十分に進んでないこともあり、公表された場合は世間からの反響は大きい。
- ・ 検査指摘事項となる緑の事象と検査指摘事項ではない軽微の事象の境界は曖昧であり、検査指摘事項（緑）とした判断根拠を明確にしてほしい。
- ・ チーム検査での意見交換を通じて規制検査制度への理解は深まった一方で、事実確認に時間を要して議論する機会が少ないと感じることもあった。チーム検査の実施期間内で議論が収束しない場合にはTV会議システムを利用して議論を継続したい。

（コミュニケーションについて）

- ・ 規制検査の導入により、規制側と被規制側のコミュニケーションの壁は以前よりもなくなったと感じる。
- ・ 週1回の頻度で規制事務所と規制検査の意見交換を行っていたが、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため最近はできていない。しかし、一堂に会する形ではないものの、現場や会議室で検査官と議論はできており、コミュニケーション不足とは感じていない。

原子力規制庁より、検査指摘事項とした根拠や重要度が緑であることの意味について、当庁においてわかりやすい説明に努めること、規制検査は締めくくり会議をもって原子力事業者との議論を終え、結果をまとめることになること、フリーアクセスによる情報

収集は原子力事業者の保安活動を阻害しないことが前提であることを伝えた。

6. 面談資料

なし

以上